

終速報丙第四九八號

擔任 事務官

昭和二十二年四月十日

要處置

主擔任課

扶助業務部

普 選

引揚關係指令

四月八日

番號 AGO一四三三GD (SCAPINI三五二七IA)

日時 一九四七年(昭和二十二年)三月二十九日

經由 GNQ

經由 OLO

宛 日本政府

首 題

死亡琉球人の遺骨及遺留品處理に關する件

一九四六年十二月五日附終速報六四五五(RJ)「死亡琉球人の遺

骨及遺留品輸送許可申請」の件参照

三本件遺骨及遺留品は在世保に集め死亡者の完全なる表三遺を準備し一

遺は本件遺骨及遺留品に添付し、二通は最高司令官に提出せよ

三石完了の上日本政府は日本商船管理局（SOJAP）と琉球諸島沖繩に赴く最初の便船に適當なる船腹を割當する様連絡せよ

四本件遺骨及遺留品は琉球諸島陸軍軍政府に送附せよ

尙適當なる荷送狀（船荷證券）を次の如く作製せよ

A 船長のために四通を作製し、二通は死亡者名簿と共に琉球諸島陸軍

政府若くは兵の代表者に船長より交附すること

B 日本政府のために三通を作製すること、石は聯合國最高司令官に提出用である

五琉球諸島陸軍軍政府若くは其の代表者の受領せる二通の荷送狀は第八

軍司令官に計算の目的のために轉送せらるるものである

六本件遺骨及遺留品は常時優先引渡に於て安全に保管せられねばならぬ

依 命

高級副官大佐 ジョン、B、グーレー

昭和二十一年八月八日